

セコメディック病院は、  
特定行為研修の指定機関の実習協力施設です。

セコメディック病院では平成30年8月から  
2名の看護師特定行為研修の実習を開始します。

□厚生労働大臣より特定行為を行う研修機関の指定を受けたセコム医療システム株の実習協力施設として研修を実施いたします。特定行為とは、予め定められた手順書により看護師が診療の補助を行うことです。

特定行為研修機関の実習協力施設として実務経験を有する看護師の研修を行っており、その一環として、診療に同席させていただいて医師の指示のもとで実習いたします。

《特定行為 15 行為》

1. 経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整
  2. 気管カニューレの交換
  3. 直接動脈穿刺法による採血
  4. 橈骨動脈ラインの確保
  5. 胃瘻カテーテル若しくは腸瘻カテーテル又は胃瘻ボタンの交換
  6. 膀胱瘻カテーテルの交換
  7. 末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入
- <非侵襲行為>
8. 持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
  9. 脱水症状に対する輸液による補正
  10. 感染兆候がある者に対する薬剤の臨時投与
  11. 持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整
  12. 持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整
  13. 持続点滴中の降圧剤の投与量の調整
  14. 持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整
  15. 持続点滴中の利尿剤の投与量の調整

注) 特定行為研修とは、指定機関又は指定機関の協力施設において保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為研修に関する省令（特定行為研修に関する省令）に定める研修を指します。

※患者様の特定行為研修に関する問い合わせや相談については、  
以下の窓口へお問い合わせください。

患者相談窓口) 総合サポートセンター  
場所) 1Fロビー  
時間) 9時～17時(月～金)  
担当) 特定行為研修担当、他

セコメディック病院